

個人情報保護に関する要綱

聖華園では、個人情報の適正な取り扱いを確保するため、要綱を定めています。

(目的)

第1条 この要綱は、個人情報の適正な取り扱いの確保に関し、必要な事項を定めることにより、個人の権利利益の保護を図ることを目的とする。

(個人情報の定義)

第2条 個人情報とは、氏名、住所、生年月日、写真等個人が特定できる情報及び、身体的特徴、家庭環境、学業成績、保護者及び家庭の状況に関する情報等他人にみだりに知られることが懸念される個人の特徴、状況をいう。

(職員等の義務)

第3条 児童家庭支援センター一辺の職員は、職務上知り得た入所児童、その保護者及び家庭の状況等の個人情報を外部に漏らしてはならない。

第4条 児童家庭支援センター一辺の業務運営上関係する公共機関、事業者、個人にあっても、職務上知り得た支援児童、その保護者及び家庭の状況等の個人情報を外部に漏らしてはならない。

(例外)

第5条 第3条及び4条の規定にかかわらず、医療、教育など支援児童及び支援家庭等の利益を図ることを目的とする場合は、必要な範囲内で例外とする。

(個人情報の開示及び提供の原則)

第6条 支援児童、その保護者及び家庭の状況入所児童等の個人情報の開示及び提供については、慈恵会情報公開に関する要綱及び聖華園文書管理要綱に基づき対応することとし、文書以外の情報についてもこれに準じて対応するものとする。

(個人情報提供の承諾)

第7条 支援児童、その保護者及び家庭の状況等の個人情報の取り扱いについては、相談申込書の中で確認を行う

附則

- 1 この要綱は、令和5年3月1日から施行する。